

教育委員会会議録

(定例会)

令和2年1月23日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和2年1月23日(木)		
2	場	所	教育委員会室		
3	開	会	午後2時00分		
4	出	席	教 育 長	細 田 眞由美	
			教育長職務代理者	大 谷 幸 男	
			委 員	石 田 有 世	
			委 員	野 上 武 利	
			委 員	武 田 ちあき	
			委 員	柳 田 美 幸	
5	議場		に出席した者		
			副教育長	久保田 章	
			管理部長	高 崎 修	
			学校教育部長	平 沼 智	
			生涯学習部長	竹 居 秀 子	
			生涯学習総合センター館長	吉 田 治 士	
			中央図書館長	波田野 育 男	
			管理部参事兼教育政策室長	野 津 吉 宏	
			管理部参事兼教育財務課長	栗 原 章 浩	
			管理部参事兼学校施設課長	土 井 照 男	
			学校教育部参事兼教職員人事課長	澤 田 純 一	
			学校教育部参事兼特別支援教育室長	内 河 水穂子	
			学校教育部参事兼指導2課長	吉 田 賀 一	
			学校教育部参事兼総合教育相談室長	藤 澤 美智子	
			学校教育部参事兼高校教育課長	吉 岡 靖 久	
			学校教育部参事兼教育研究所長	千 葉 裕	
			学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長	佐 藤 浩 市	
			生涯学習部参事兼生涯学習振興課長	樋 爪 勇 司	
			生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長	冨 田 英 雄	
			生涯学習総合センター参事兼副館長	中 村 和 哉	
			中央図書館参事兼管理課長	酒 井 雅 之	
			教育総務課長	高 木 泰 博	
			学事課長	小 椋 和 彦	
			教職員給与課長	井 出 浩 史	
			指導1課長	山 浦 麻 紀	
			健康教育課長	山 本 高 弘	
			人権教育推進室長	大 嶋 真 浪	
			文化財保護課長	青 木 文 彦	
			博物館長	酒 井 浩 志	
			うらわ美術館副館長	森 山 日登美	

資料サービス課長

辛 島 敬 子

6 会議録署名委員 石 田 有 生

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 1名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。本日の会議録の署名委員は、石田委
員にお願いいたします。
本日の会議に、報告第1号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及
び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を追加提
出いたします。
本日の議案第1号から第3号、報告第1号は、議会に係る案件であ
ることから非公開とすることをお諮りしたいと思っておりますが、委員の皆
さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げた議案は非公開といたします。
傍聴の方に申し上げます。ただ今決まりましたとおり、ここからの
審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。
会議の順番ですが、議案第1号、2号、3号、報告第1号の順に審
議を行うことといたします。
なお、報告第1号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、
教育委員会会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委
員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いた
しましたので御報告します。
- 議案第1号 令和2年度教育行政方針について
- 細田教育長 それでは、議案第1号について事務局から説明をお願いします。
- 教育政策室長 議案第1号、令和2年度教育行政方針について、説明させていただきます。
この教育行政方針案につきましては、様々な御指摘を踏まえ

修正した項目のうち、主なものについて説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案の他に、説明資料をお配りさせていただいておりますが、この説明資料につきましては、議案と同内容となっておりますが、説明用として、修正箇所が分かるように下線を引いておりますので、こちらを御覧いただきたいと思っております。

はじめに、教育行政方針の「構成」について説明させていただきます。施策展開の中が整理されていないという御指摘をいただきましたことから、施策展開の中をカテゴライズいたしました。また、新しい事業を追加するだけでなく、掲載事業の精査を行うべきという御指摘をいただきましたことから、記載事業の精査を行いました。あわせて施策名の整理や鍵括弧の使い方など、読みやすさに配慮した修正を行いました。

次に、各事業前の前段部分における主な修正について説明させていただきます。5ページ「未来を拓くさいたま教育」を推進する「PLAN THE NEXT 3つのGで日本一の教育都市へ」の「～社会が変わる 学校が変わる～」を御覧ください。ここでは、「未来を拓くさいたま教育」推進プロジェクトの建付けやG I G Aスクール構想やS T E A M教育等の初出となる単語には注釈が必要という御指摘を踏まえた修正を行いました。以降、各事業の主な修正について、説明させていただきます。8ページ「(2) アクティブ・ラーニングの充実」、21ページ「(1) 道德教育の推進」につきまして、事業目的や取組についての記載を整理し、修正いたしました。9ページ「(3) 読解力向上に向けた学習指導の充実」につきまして、読解力の定義に関する記載や「情報活用能力」に関する記載、出典の明記などについて修正し、再構築いたしました。10ページ「(4) さいたまS T E A M S教育の推進」につきまして、出典の明記やS T E M、S T E A M、S T E A M Sとなった経緯や背景等について修正し、再構築いたしました。17ページ「(3) 主権者教育の推進」につきまして、主権者教育の必要性や目的、語句の修正を行いました。18ページ「(4) S D G sの実現を目指したE S Dの推進」につきまして、S D G sやE S Dに対する説明や、大宮八幡中や大宮国際中等教育学校での取組について追記し、再構築いたしました。また、これまでの取組を記載すべき、という御指摘を踏まえて、19ページ「(5) オリンピック・パラリンピック教育の充実」、24ページ「(2) 学校・家庭・地域が連携した食育の推進」につきまして、修正いたしました。22ページ「(5) スクールロイヤーや外部専門家と連携した「いじめ防止対策」の充実」について、スクールロイヤーに関する記載を修正するとともに、事業名称にスクールロイヤーを明記いたしました。さらに、生涯学習に関する事業が整理されていない、という御指摘を踏まえて、25ページ

「(1) 公民館を通じた生涯学習環境整備の推進」に、「さいたま市民大学事業」と「親の学習事業」を統合いたしました。37ページ「(1) セーフコミュニティと連携した学校安全の推進」につきまして、事業名称の変更に加え、ISSの全校への展開、セーフコミュニティとの連携について、文章を再構築しました。そのほか、御指摘を踏まえ、27ページ「サクラソウ研究における官学連携」、28ページ「うらわ美術館開館20周年の広報」、33ページ「コミュニティ・スクール」の項目立てなど、文言、字句も含めて修正をさせていただきました。説明は以上でございます。御審議のほどをお願いします。

細田教育長

私のほうからは、いくつか言い回しであるところや、一文が長くなり、読みにくい箇所がございますので指摘させていただきたいと思えます。また、前後してしまい大変恐縮ですが、1ページのところで、未来を担う子どもたちがこの変革期にあるという、このところが我が国の教育をめぐる現状を分析するコアになるところだと思います。この書きぶりが、「その為に」以降のところはやや弱い気がします。ここは、文章の意味を正確に理解する読解力、教科特有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や共同を通じた知識やアイデアの共有、というこの3つなんですね。よく見る内容に近いんですけども、この表現をするときの前後の文脈があって生きてくる場所なので、もっとコアになる、いわゆるこれからの学びにおけるコンピテンシーについて言及した方がいい気がします。それから2ページ目にあります、さいたま市教育委員会の取り組みと成果の部分は、本年度の様子について分析する部分であると思えます。そうしますと、3校の開校これが令和元年度は大変大きなことであるわけです。3校開校して169校になり、これがさいたま市教育の学校教育におけるベースになってくるんです。新しい仲間を加えて169校になったわけですので、その言及が本編を通してどこにも1回もないわけですので、令和元年度、3校開校したというところに全く言及しないのはまずいと思えますので、さいたま市教育委員会の取り組みと成果の部分に溶け込ませて、そして未来を拓くさいたま教育を掲げて、私たちが5つの基本方針、基本的方向性を柱に教育施策を走らせ始めたというような書きぶりにして、そして特にというふうに基本的方向性1、2、3、4、5というふうに言っていたらいいと思えます。

本年度を見ますと、いわゆる基本的方向性の1の学びの部分については、学習の部分に成果としてアクティブラーニングを1から中心となって全校で取り組んだという、まさにフォーラムもやって全校で取り組んでアクティブラーニングが走ったということをここで是非成果として入れていただきたいというふうに思えます。それから基本的

方向性2のところは、本市が国に先駆けて取り組んでいるグローバルスタディのカリキュラムに準拠したというような丁寧な書きぶりの方がいいと思います。私の方からは本編に入るまでのところはそんなところを指摘させていただきたいと思います。

続いて、本編に入りたいと思います。「未来を拓くさいたま教育」を推進する「PLAN THE NEXT 3つのGで日本一の教育都市へ」という、ここも本編ではないんですよね。ここは今年というか令和2年度の方角性をここでお示しするということになるわけですね。そうしますと7ページになります、先ほど委員の皆さまに御説明をさせていただきました、未来を拓くさいたま教育推進プロジェクトこのプロジェクトがここでそのプロジェクト名が出ているだけで、この中身が全く触れてないわけなんです。しかし、考えてみれば、明日校長会、そして定例記者会見で出させていただき、全市民の皆様目の目にも触れるところになるわけですね。そうすると、推進プロジェクトに触れる必要があると思いますので、これについて中身に触れていただきたいと思います。本編を見ますと、これを触れるべき、合うところがないんです。何故かというとならべて学校教育から生涯学習そして基盤整備まで全てに係ることなので、是非ここで語っていただきたいと思います。

次に、本編のアクティブラーニングの記述について指摘させていただきます。具体的には、共同学習用ソフトウェアを導入したICT環境を基盤とし、本市の強みである良い授業、この良い授業というのはいわゆる、さいたま市教育が、指導1課を中心にやっている良い授業なのか、それとも固有名詞としての良い授業か、はたまた質の高い授業展開のいわゆる良い授業か、どれを指しているのかと考えたときに鍵括弧がついているので、固有名詞としての良い授業だと思いますが、これは本市の強みになっていないのが現状です。以前、良い授業に係る案を検討した際は、4つの因子の中の一つとして、グループワークをすることをアクティブラーニングと捉えています、整理が必要だと思います。ただこれが、全面的に手が入り入れられないのは結局、良い授業のアンケートと4つの因子のアンケートを向こう何年間分くらいを用意してしまっているから出来ないのであって、このような書きぶりのままでは、現在のさいたま市教育におけるアクティブラーニングを正しく伝えられないことになるので、修正が必要です。

武田委員

素朴な疑問ですが、さいたま市教育委員会で、一つのとても大きい目玉といいますか、学校訪問を色んな形でやっていることは有効な取組として誇れると思っております。真の学力の育成ということで学校の授業、その他の在り方について教育委員会から色んな形の学校訪問をしていると言う必要がないのかなというのが素朴な疑問で、それは

つまり、学力の育成を、学校現場だけではなくて、学校現場と教育委員会が手を携えてやっていく姿勢をもっているのだということを示すのによいファクターでないのかと思います。

細田教育長

真の学力のところの(5)の確かな学力の育成というタイトル変えた方がいいですね。今のような御指摘を踏まえますと、ここに計画訪問とか要請訪問とかそういったことが書いてあるんですけども、ただ教育委員の皆さまが、これだけ学校訪問してくださっている自治体もなかなか無いわけなので、ここのタイトルをまず、中身に近くした形にさせていただいて、さらに教育委員の皆さまの学校訪問についても言及する形で、それぞれの学校が独自で頑張っているけれども、教育委員会全体を通して様々な形で、学校に出向いて支援をしているという書き方にしましょう。

続いて、大きく2つ目のカテゴリーのグローバル社会で活躍できるという16ページから23ページまでのところで御質問等がありますでしょうか。

柳田委員

17ページの(2)のグローバル人材を育成する中等教育学校の整備のところ、3行目の大宮国際中等教育学校でG r i t・G r o w t h・G l o b a lの3つとなっているんですけど、この順番は、わざとこのような順番にしているのか、G r i t・G l o b a l・G r o w t hとも謳っていると思うんですけど、これは敢えてこの順にしているのか。

細田教育長

よくお気づきになりました。実は一番最初に2年半前に3つのGで日本一の教育都市をというのを申し上げたときの順番がG r i t・G l o b a l・G r o w t hでございました。そして、それをG r i t・G r o w t h・G l o b a lに変えたのですが、前の順番が残っているものもあり、大宮国際中等教育学校は、学校目標をG r i t・G r o w t h・G l o b a lにしてあるので、G r i t・G r o w t h・G l o b a lの順番に、適宜直していただいた方がいいですね。

細田教育長

似たような質問になるかなとも思いますが、SDGsの実現を目指したESDの推進について、このタイトルがわかりにくいように思います。SDGsは今、市民権を得て、よく耳にする言葉だと思えますが、ESDは知っている人も少ないと思います。これは持続可能な開発のための教育ということで、大宮八幡中学校は、正式な認定を受けているのでしょうか。その時の認定は、ESDでしょうか。

- 指導 1 課長 E S D だったと認識しておりますが、改めて確認いたします。
- 細田教育長 S D G s から E S D ってなんかアルファベットの勉強みたいな感じなので、S D G s はともかくとして E S D は鍵括弧をつけて持続可能な開発のための教育の推進でもいいかもしれないですね。
- 学校教育部長 今のように持続可能な開発のための教育、(E S D) と、逆に E S D を括弧付けにする方が分かりやすいように思います。
- 指導 1 課長 確認し、修正いたします。
- 野上委員 1 7 ページのグローバル人材育成というところですけど、下の方に 1 ・ 2 とありますけれども、この中で例えば 1 の方でいえば、2 行目に言語・数学・芸術等 8 教科からございますね。それと今度、2 の方では、知の理論の上に 6 つのグループ、知の理論のところは 3 つの指数条件と、実は結構こういう学校が出来て、受験生は戸惑いを感じていると思います。心理学やデザインだとか、そういう従来の日本の高等学校卒業で無いようなジャンル分けがしてあるので、長ったらしくはなってしまうんですけども、これから進学してくる子のため、「等」で一括りにするのではなく、入れていただくと有難いのですが。
- 細田教育長 2 3 ページの健やかな体の育成のところは、(1)、(2) の 2 つの項目しかありませんが、他の施策としてオリパラがグローバル人材の育成のところに入っていて、中身的にも、確かにグローバル人材の育成という部分もありますが、コアになる部分は、まさに健やかな育成にあると思います。ですから一つの項目を、一つの施策を両方に記載する方法として、同じ中身ではなくて、体作りというところに特化し、こちらに書いて、いわゆるグローバル人材として二分化や他者に対する理解を深める大変いい機会だという直面の部分をもう一方に書くのが良いように思います。
- 指導 1 課長 こちらの方は分けて書かせていただきます。
- 細田教育長 では、次の 3 番の人生 1 0 0 年時代の方に入らせていただきたいと
思います。
- 久保田副教育長 4 0 ページの学校のトイレ予算について、加速していくという表現がありますが、合わせるとなるとトイレの予算絡みの方では、市長部局の表記等と整合させたほうが良いと思います。

細田教育長 そこは整合させた方がいいですね。

高崎管理部長 先日、市長へトイレの関係説明に行ったところで、その表現を使うようにと指示も出ておりますので、現実的にそういう方向で進めたいと思います。

細田教育長 そのような方向でお願いいたします。全体を通して他に何かございますか。よろしければ、今後の流れ等について説明をお願いします。

教育政策室長 まずは、本日御指摘をいただきました点については事務局で整理させていただきますまして修正したいと思います。その後、修正を反映したものをもちまして、2月初日の議場において市長の市政方針説明の後に細田教育長の所信表明ということで、こちらを発表していただくこととなりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

細田教育長 それでは、委員の皆様におかれましては、ただいま御指摘いただきましたところの修正を行いまして、議案第1号の原案とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長 続きまして、議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、議案第2号「令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）」につきまして、御説明させていただきます。

こちらは、さいたま市議会2月定例会に提出する「さいたま市一般会計補正予算」の教育費部分となります。資料別冊2の1ページから16ページまでになります。提案理由でございますが、国庫補助金を活用して小中学校のトイレの改修工事を行うとともに、義務教育費国庫負担金等の国への償還や、各事業における契約差額等によって生じた事業費の減額を市長に申出するものです。

それでは、資料4ページをお開きください。第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上の表、歳入につきまして、右から2つ目、補正額の列を御覧ください。一番下の行に記載されていますよう

に、合計で1億3,888万6千円の増額補正、次に下の表、歳出につきましては、合計で2億5,460万6千円の減額補正となっております。詳細については、のちほど御説明させていただきます。5ページをお願いいたします。第2表「継続費補正」を御覧ください。事業名の欄、こちらに記載してある4事業については、いずれも工事等の完了が近づき、事業費が確定することに伴い、継続費の予算額を決算額に合わせるための補正を行うものです。続きまして、次ページの第3表「繰越明許費補正」でございますが、記載してある4つの事業について、年度内の事業完了が見込めないため、来年度へ繰り越すものです。次に、補正予算の詳細について御説明したいと思います。資料8ページをお願いいたします。まず、今回の補正予算ですが、大きく2つに分類されます。一つが通常の補正予算、もう一つが、2月議会が年度では最後の定例会となることから、決算見込に基づく減額補正、こちらとなっております。改めまして資料の8ページ、はじめに「歳入」でございますが、表の一番下の歳入合計の補正額の欄1億3,888万6千円の内訳といたしましては、今回の補正で新たに予算化します小中学校トイレ改修工事の財源である国庫補助金等がプラスの2億6,262万5千円、差額のマイナス1億2,373万9千円が決算見込に基づく歳入補正額となっております。続きまして、歳出について御説明いたします。8ページから9ページの歳出の事項別明細書を御覧ください。歳出の表につきまして、一番右側の説明欄で金額の前に三角印がついているもの、これが先ほど説明いたしました決算額に合わせてマイナス補正を行う事業となっております。全部で25事業、合計16億583万8千円のマイナス補正を行います。また、右側の説明欄の中に、事業名のみで金額が記載されていない事業もございまして、歳出予算は変えず関係する歳入のみ補正を行った事業となっております。続きまして、「通常補正分」として増額補正を行います4つの事業について説明いたしますので、14ページの関係資料を御覧ください。上段、教職員給与課所管の「事務局運営事業」でございます。こちらにつきましては、平成30年度に交付された義務教育費国庫負担金に超過交付が生じたため、当該超過分を国へ償還するものです。補正額は1,754万5千円で財源は全額一般財源です。次に、下段、学校施設課所管の「小学校営繕事業」でございます。こちらにつきましては、国からの追加交付となります国庫補助金を活用し、浦和別所小学校外7校のトイレ改修工事を行うものです。

補正額は8億1,797万1千円ですが、年度内に完成が見込めないため全額繰越明許を行うものです。次ページ15ページの上段、学校施設課所管の「中学校営繕事業」でございます。小学校同様、追加交付となります国庫補助金を活用し、大原中学校外4校のトイレ改修

工事を行うものです。補正額は5億264万5千円ですが、こちらも年度内に完成が見込めないため、こちらも全額繰越明許いたします。最後に、生涯学習振興課所管の「家庭地域連携事業」でございます。こちらにつきましては、過年度に国から交付された学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金に超過交付が生じたため、当該超過分を国へ償還するものです。補正額は1,307万1千円で、財源は全額一般財源です。

以上4事業の増額補正額の合計が13億5,123万2千円、先程、御説明いたしました「決算見込分」のマイナス16億583万8千円と相殺しました、マイナス2億5,460万6千円が今回の歳出補正予算額となります。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

御意見、御質問等はございますか。

御意見がなければ議案第2号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和2年度さいたま市一般会計予算（教育費）について

細田教育長

続きまして、議案第3号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長

それでは、議案第3号「令和2年度さいたま市一般会計予算（教育費）」につきまして、御説明させていただきます。

議案書及び資料は、別冊2の17ページ以降になります。提案理由でございますが、令和2年度さいたま市一般会計予算の教育費に係る歳入歳出予算について、市長に申出するものでございます。20ページをお願いいたします。第1表「歳入歳出予算」でございますが、教育委員会所管の歳入予算合計は、上の表の一番下にありますとおり141億7,634万2千円、歳出予算合計は、下の表の一番下にありますとおり909億9,937万9千円となっております。次に、21ページをお願いいたします。第2表「継続費」でございます。こちらは、工事や設計などに複数年を要する事業に関するもので、今回新たに設定する11事業について、総額と年割額を定めるものでござい

ます。続きまして、22ページをお願いいたします。23ページにわたりまして第3表「債務負担行為」でございますが、これらは、複数年の契約等、将来にわたる財政支出を担保するため、賃借料など、21の業務について、それぞれ期間・限度額を定めるものでございます。25ページをお願いいたします。こちらが、教育委員会にかかる歳入予算の明細書となっております。25ページから27ページにわたり歳入予算の明細が記載されております。歳入予算合計は、27ページの一番下の段の本年度の欄にありますとおり、先程も申し上げましたとおり、141億7,634万2千円であり、前年度とほぼ同額となっております。続きまして、歳出予算の事項別明細書について御説明いたします。28ページをお願いいたします。10款教育費は1項教育総務費から始まり、31ページの8項特別支援学校費まで、予算をそれぞれ計上してございまして、31ページ一番下の本年度欄合計にありますとおり、令和2年度の教育費の歳出予算は合計で909億9,937万9千円となっております。令和元年度予算と比較しますと、20億3,874万2千円、およそ2.3%の増加となっております。ちなみに、今回の市全体の一般会計の予算額の伸び率は1.1%であり、教育費の伸びはその値を上回っております。後ほど主な事業として御説明させていただきますが、小学校・中学校へのタブレット型コンピュータの整備拡大やアクティブ・ラーニングの推進、市立高等学校体育館への空調整備、公民館へのエレベーター設置にかかる設計費用など、学校教育・生涯学習の両面からの新規・拡大事業の予算化が、この教育費予算の伸びにつながったものと考えております。続きまして、32ページをお願いいたします。33ページにわたりまして継続費に関する調書がございます。複数年にわたり事業を実施する各小学校・中学校の改修や改築に関する事業など11事業について、令和2年度より新たに継続費を設定するため、総額と年割額を定めるものでございます。次ページ34ページ、35ページが、債務負担行為に関する調書となっております。令和2年度予算で新たに設定する債務負担行為は「学籍管理システム機器賃借料」など21事業です。賃貸借や業務委託における複数年契約等、将来にわたる財政支出行為を担保するために設定するもので、令和2年度以降のそれぞれ支出予定期間及び金額について記載しております。38ページ以降が、各事務事業の調書となっております。人件費以外、教育委員会事務局所管の全ての事務事業が90ページまで掲載されておりますが、私からは、主要事業をピックアップする形で概要をお話させていただきます。なお、関連する事業等をまとめてお話しするため、説明の順番が、資料のページで前後いたしますので、その旨ご了承ください。まず、最初に55ページ上段の教育研究所所管の「教育情報ネットワーク推進事業」

の写真の左側〈主な事業〉の1番「児童生徒用コンピュータ整備事業」を御覧ください。国が示しております「教育のICT化に向けた環境5か年計画」に基づき進めております3クラスに1クラス程度のタブレット型コンピュータの整備を、令和元年度は中学校35校に整備いたしました。来年度はそれを拡充し中学校21校、小学校35校計56校に整備いたします。予算額は2億2,584万5千円でございます。この事業に関連しまして、資料戻りますが、47ページ上段の「学校教育推進事業」の〈主な事業〉の2番、また同じページ下段の「研究奨励・研究委嘱事業」の〈主な事業〉の1番にあります「アクティブ・ラーニング推進事業」ともに指導1課所管となりますが、タブレット型コンピュータの整備に合わせソフトウェアを購入する経費など、予算額は2つを合わせ7,721万円でございます。続きまして49ページ上段の指導1課所管の「英語教育充実推進事業」でございますが、今年度大きな成果を上げました「グローバル・スタディ」をさらに推進するため、ALTの派遣や英語4技能の定着状況を確認する効果測定を継続して実施する経費など、予算額は事業全体で5億9,174万円でございます。次に、先ほども御覧いただきました47ページ上段の指導1課所管の「学校教育推進事業」の右側〈主な事業〉の4「部活動指導員配置事業」、さらに67ページ上段の高校教育課所管の「高等学校管理運営事業（高校教育課）」の右側〈主な事業〉の4「部活動指導員配置事業」、につきましては、教員の負担軽減を図りながら、中学校、高等学校の部活動を活性化するため、部活動指導員を増員して配置するもので、予算額は合計で6,151万5千円となります。次に54ページ上段の高校教育課所管の「特色ある学校づくり事業」の左側〈主な事業〉の3「浦和高等学校校庭整備事業」でございますが、市立浦和高等学校の校庭の人工芝化を実施するもので、予算額は2億9,747万6千円でございます。次に、〈主な事業〉の4「市立高等学校体育館の空調整備」でございますが、指定避難所である市立高等学校の体育館に、空調機を設置するための経費で、予算額は4億7,797万8千円でございます。続きまして、学校施設課所管の「学校トイレ洋式化推進事業」でございます。資料は58ページ上段の「小学校施設等維持管理事業（学校施設課）」の〈主な事業〉1番と、隣の59ページ下段の「小学校営繕事業」の〈主な事業〉4番となります。これまで進めてまいりました学校の洋式トイレ整備と臭い対策について拡充を図るもので、別の、64ページから65ページにあります中学校分と合わせまして、予算額は14億313万2千円となります。同じく59ページ下段の「小学校営繕事業」の主な事業の6「ハイパーエネルギーステーション整備事業」でございますが、太陽光パネルや蓄電池等を設置し災害時に継続してエネルギー

ギーを供給できるハイパーエネルギーステーションを美園小学校に整備する経費となりまして、予算額は1億5,028万2千円でございます。続きまして、61ページ上段の「小学校新設校建設事業」の〈主な事業〉の1「新設大和田地区小学校整備事業」でございますが、大和田特定土地地区画整理事業の進捗に合わせ、新設校を整備するため整備手法の検討を行う経費で予算額は500万円でございます。続きまして71ページ上段の「家庭地域連携事業（教育政策室）」の〈主な事業〉の1「コミュニティ・スクール推進事業」でございますが、令和2年度、新たに13校をコミュニティ・スクール実施校として指定するために、207万2千円を確保したものでございます。最後に74ページ下段の生涯学習総合センター所管の「公民館安心安全整備事業」の〈主な事業〉の3「公民館エレベーター設置事業」でございますが、施設のバリアフリー化を推進するため、2階が入口となっている公民館について設計等をおこなうものです。予算額は2,701万3千円でございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。御審議のほどをお願いいたします。

細田教育長

御意見、御質問等はございますか。

御意見がなければ議案第3号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第1号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定

細田教育長

それでは、再開いたします。続きまして、報告第1号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

別冊3の報告第1号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定」に係る教育長による臨時代理について、御説明させていただきます。

いわゆる給特法の改正を踏まえた教職員の勤務時間条例等の改正について、本年1月10日に全国の教育委員会に、文部科学省から条例改正例等の情報提供がありました。条例改正については、給特法の

改正にあわせ令和2年4月1日施行とするため、2月議会での改正を行うものであったため、「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定」の市長への申出に係る教育長による臨時代理を行ったものでございます。

条例改正の趣旨につきまして御説明いたします。5ページを御覧ください。教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革の推進が急務でございます。このため、昨年12月の給特法の改正により、給特法第7条において、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することとされました。文部科学大臣が定める指針については、令和2年1月17日に、官報により告示され、当該指針第5(4)において、「指定都市において、教育委員会が定める教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされました。以上を踏まえ、「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を改正するものでございます。条例改正の内容について、御説明いたします。3ページを御覧ください。教育職員の1か月及び1年間の超過勤務時間の上限その他学校における働き方改革に関する方針を定める根拠規定を条例上位置付けるもので、施行期日は令和2年4月1日になります。改正の文言については、文部科学省から示された条例モデル例を基に作成しております。なお、教育職員の1か月及び1年間の超過勤務時間の上限、具体的には、月45時間以内、年360時間以内等、また、そのために取組む方針については、「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」等で規定する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

大谷委員

タイムカード等の有無や、超過勤務時間の実態について確認させていただきます。

教職員人事課長

昨年度よりタイムカードを導入し、また他にも様々な施策を実施しております。平成30年度10月と令和元年度10月を比較しますと、勤務時間として約4時間11分の縮小となっておりますが、未だ月45時間には約8時間程度の差がございますので、これからプランを策定し、達成をしていきたいと考えております。

大谷委員

この制度の開始時期、罰則等の有無について教えて下さい。

教職員人事課長

開始は、令和2年4月1日からとなります。罰則はなく、努力義務

でございます。

大谷委員 部活動の指導時間は、この月45時間に含みますか。

教職員人事課 月45時間には、生徒の緊急事案や非常災害等は、この45時間に含まれないものとなっておりますが、この計上する時間とは、在校時間を指すものでありますので、部活動の指導時間も含まれます。

細田教育長 御質問等はありませんか。それでは、この件は終了といたします。

細田教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします

8 閉 会 午後3時24分